

広島県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十七年十一月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町溝口字出賀原六一八番一地从から山県郡北広島町溝口字雲下一〇六二三番三地从先まで	平成二十七年一〇月一九日